

令和3年度(2021年度) 北広島市空き家等解体補助金のご案内

北広島市では、空き家等の解体費用を補助し、土地を有効に活用していただくことにより、市内への定住促進を図ります。



事業期間は令和4年3月31日まで
※先着順 予算に達し次第終了します



補助対象となる空き家等（次のいずれも満たす物件）

- (1) 市内に所在する
- (2) 所有権以外の権利が設定されていない
- (2) 都市計画法などの関係法令に適合している
- (3) 他の制度による補助を受けていない
- (4) 公共事業による補償の対象となっていない

補助対象者（次のいずれにも該当する方）

- (1) 空き家等又は所在地の所有者（※個人の所有者に限る）
- (2) 他に所有者がいる場合は、所有者全員の同意を得ている
- (3) 市町村税を滞納していない
- (4) 解体後の土地を、住宅の建設、売却など定住促進に効果があると認められる目的のために活用する

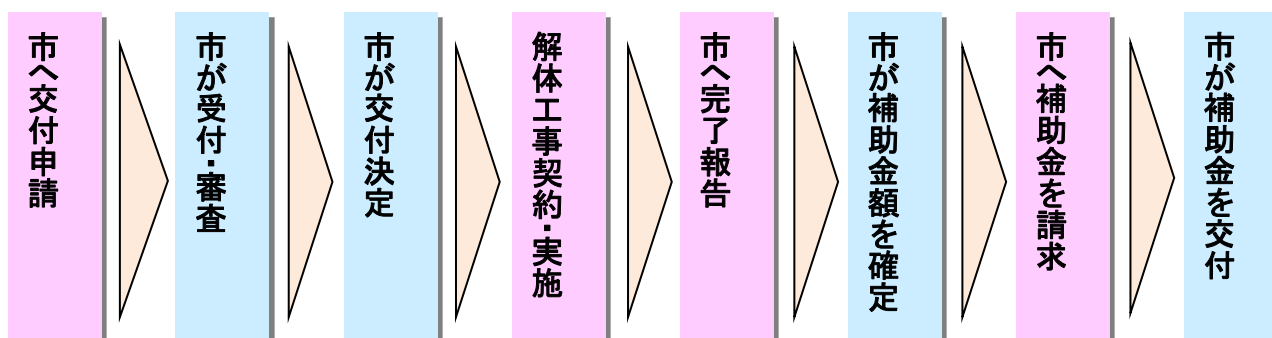
補助対象となる工事

- (1) 対象空き家等の全部を除却する工事
- (2) 解体工事を行うために必要な資格等を有している業者が行う工事
- (3) 平成28年4月1日以降に契約を締結し、申請年度末日までに完了する工事

補助金の交付額

- (1) 補助対象工事に要する経費の5分の1(上限15万円)

申請手続きの流れ



助成件数

令和3年度(2021年度)は、20件程度を予定しています。

※予算の上限に達し次第、終了します。

補助金の交付申請に必要な書類

- (1) 北広島市空き家等解体補助金交付申請書(市ホームページからダウンロードできます)
- (2) 補助対象工事の工事計画書及び見積書(積算内訳が確認でき、施行業者の押印があるものに限る。)の写し
- (3) 位置図、配置図及び現況写真(撮影日が確認できるものに限る。)
- (4) 登記事項証明書(土地及び建物の全部事項証明書)
- (5) 住民票
- (6) 納税証明書(補助対象空き家等及びその土地の所有者全員分のもの)
- (7) 施工業者が解体工事に必要な資格等を有していることを証する書類の写し
- (8) その他必要と認められる書類
 - ・北広島市空き家等解体補助金確認調書(市ホームページからダウンロードできます)

完了報告に必要な書類

- (1) 北広島市空き家等解体補助金完了報告書(市ホームページからダウンロードできます)
- (2) 補助対象工事の請負契約書(補助対象者及び施工業者の押印があるものに限る)の写し
- (3) 補助対象工事に要する費用の請求書及び領収書(施工業者の押印があるものに限る)の写し
- (4) 補助対象工事が完了した後の土地の写真(撮影日が確認できるものに限る)
- (5) その他必要と認められる書類

Q&A

- Q 工作物のみを解体する工事は補助の対象になりますか？
A 対象となりません。家屋の解体を伴う工事が対象となります。
- Q 車庫などを残して家屋だけを解体したいのですが、補助の対象になりますか？
A 対象となりません。工作物なども全て解体する工事が対象となります。
- Q 自宅を建て替える予定ですが、現在住んでいる家屋の解体は補助の対象になりますか？
A 自宅の建て替えに伴う解体は対象となりません。
- Q 既に契約をしている工事や着工済みの工事は補助の対象となりますか？
A 平成 28 年 4 月 1 日以降に契約・着工したものについては対象となります。
- Q 市内に空き家を所有していますが、市外に居住しています。補助金を申請できますか？
A 物件が市内にあれば、市外の所有者でも申請できます。
- Q 代理の者が補助金を申請することはできますか？
A 補助対象者以外の方は申請できません。申請等に係る手続きについては、代理の方でも行うことができます。
- Q 解体後の土地を自らが駐車場や倉庫などのために利用する場合は補助の対象となりますか？
A 対象となりません。定住促進への効果が認められる活用をすることが条件となります。

【書類の提出・お問合せ先】

北広島市 市民環境部 市民参加・住宅施策課 Tel 011-372-3311 (内線 4123)